



私たちの環境行動宣言

かながわエコ10（てん）トライ

県民、企業、行政の三者で構成されるかながわ地球環境保全推進会議は、平成27年7月に地球環境保全に取り組むための行動指針「新アジェンダ21かながわ」を改訂し、県民の皆さんの日々の生活、企業の皆さんの事業活動、行政の取組の中で、地球環境問題を自分のこととして考え、解決するための行動を「私たちの環境行動宣言 かながわエコ10（てん）トライ」として取りまとめました。

1 日本初のローカルアジェンダ

平成4年に、リオ・デ・ジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」で、持続可能な開発に関する原則を定めた「環境と開発に関するリオ宣言（リオ宣言）」が採択されるとともに、その実現を目指す行動計画として「アジェンダ21」が策定されました。

アジェンダ21では、「平成8年までに各国の地方公共団体の大半は地域住民と協議し、当該地域のための「ローカルアジェンダ21」について合意を形成すべきである。」という目標が設定されました。

これを受けて、神奈川県では、平成5年1月に、県民、企業、行政の三者で「かながわ地球環境保全推進会議」（以下、「推進会議」といいます。）を設立し、推進会議は、地球温暖化防止をはじめとする地球環境保全に取り組むための行動指針「アジェンダ21かながわ」を日本初のローカルアジェンダとして採択・策定しました。

その後、平成15年10月に、推進会議では、より実効ある行動を促進するため、「新たに神奈川に持続可能な社会を構築するためには、どのように行動したらよいか。」という観点で作成した「新アジェンダ21かながわ～持続可能な社会への道しるべ～」を採択・策定し、実践行動部会の設置やマイアジェンダ登録制度の普及など実践行動に向けた取組を進めてきました。

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震による災害及びそれに伴う原子力発電所事故による災害を契機に、エネルギーを取り巻く状況が大きく変化したことから、推進会議は、当面の間の行動指針として、「緊急行動宣言（緊急アジェンダ宣言）」を策定し、主に節電に係る取組を推進してきました。

「新アジェンダ21かながわ」策定後10年が経過し、生物多様性の保全や地球温暖化問題など、深刻化する地球規模の環境問題を解決し、持続可能な社会をつくり上げていくためには、私たち一人ひとりが環境に配慮した行動をとることがその一歩となります。

こうした観点から、推進会議は、平成26年8月に「新アジェンダ21かながわ改訂委員会」及び「ワーキンググループ」を設置して、市町村との意見交換や構成団体への取組状況アンケート、県民意見募集など広く意見を伺いながら、「新アジェンダ21かながわ」の改訂を行いました。

改訂した新アジェンダ21かながわは、県民の皆さんにより親しみやすく取り組んでいただくため、名称を「私たちの環境行動宣言 かながわエコ10（てん）トライ」としました。

2 「私たちの環境行動宣言 かながわエコ10（てん）トライ」の特徴

「エコ10（てん）」は、行動宣言の項目が10個あること及び地球環境保全に取り組むきっかけとして、一人ひとりが90の行動メニューから、まずは10個の行動メニューを選んで「マイエコ10（てん）宣言」をつくり、実践することを表しています。

行動メニューは、次の視点から作成しました。

■ わかりやすい行動メニュー

「誰が」、「何を」、「どのように」するのかを明確にし、より皆さんが自発的に取り組めるメニューにしました。

■ 重点行動メニューや子どもが取り組める行動メニュー

たくさんの行動メニューの中から重点的に取り組む行動メニューや子ども（小学生）が取り組めるメニューをつくりました。

■ 社会環境の変化に対応した内容

「新アジェンダ21かながわ」策定後の社会環境の変化に対応して、今後必要と考えられる行動メニューを取り上げました。

3 「私たちの環境行動宣言 かながわエコ10（てん）トライ」の構成

個人、企業、行政、団体の参加と協働によって、実現すべき神奈川における持続可能な社会について、2033年の姿を表した長期的な「ビジョン（将来像）」と、長期的なビジョンを見据えて、今後10年間を目途にした具体的な取組内容を記載しています。

具体的な取組は、8分野10の行動宣言の項目、90の行動メニューがあります。それぞれの行動メニューにおいて、個人で取り組めるもの、企業・行政・団体が取り組むものに分けて記載をしました。

■ 「個人」には、国籍を問わず、県内に居住する者だけでなく、県内に通勤・通学する者、そして仕事、余暇、観光などを通して県内の施設や資源を利用する者を含みます。

■ 「企業」には、法人格の有無を問わず、民間企業だけでなく、農林水産業、鉱工業、サービス業など各種産業において営利の事業を営む組織や団体、農家などの個人事業主を含みます。

■ 「団体」とは、「個人」、「企業」、「行政」に含まれない組織や団体のすべてを指し、NPO法人、町内会、自治会、商店街組織、PTA、子ども会、ボランティア団体などの地域社会における各種の組織や団体を含みます。

■ 「行政」には、神奈川県だけでなく、県内の市町村のすべてを含みます。

行動宣言の項目一覧

| 分野 | 行動宣言の項目 | 行動メニュー数 | |
|---------------------|--|------------|------------|
| | | 個人 | その他 |
| (1) エネルギー | 行動宣言1 再生可能エネルギーの利用や 省エネルギーの取組を拡大します | 5 (2) | 7 (3) |
| (2) ごみ (廃棄物) | 行動宣言2 3Rの取組を拡大します | 6 (3) | 8 (1) |
| | 行動宣言3 廃棄物の適正処理を徹底します | 2 (1) | 3 (1) |
| (3) そら (空) | 行動宣言4 きれいな空気と星空をつくります | 3 (1) | 7 (1) |
| (4) みず (水) | 行動宣言5 将来にわたって きれいで豊かな水を確保します | 3 (2) | 5 (1) |
| (5) みどり・つち (緑・土) | 行動宣言6 里地里山、森林、水辺の豊かな自然を守る 取組を拡大します | 2 (1) | 5 (1) |
| | 行動宣言7 農林水産業への理解を深め、 地産地消の取組を拡大します | 5 (2) | 6 (3) |
| (6) まちづくり | 行動宣言8 みんなが参加して 環境と共生するまちをつくります | 4 (2) | 3 (1) |
| (7) ライフ スタイル | 行動宣言9 環境に配慮したライフスタイルや 事業活動を拡大します | 4 (1) | 6 (1) |
| (8) 学び | 行動宣言10 環境への関心を高め、 学び、行動する人を増やします | 3 (1) | 3 (1) |
| 8分野 | 10項目 | 37 (16) | 53 (14) |

※ 行動メニュー数の（ ）内は、重点行動メニュー数です。

